

千葉綜合法律事務所クレジット・サラ金等事件報酬基準

(標記金額は全て外税標記です)

千葉綜合法律事務所のクレジット・サラ金・カードローン等に関する任意整理・自己破産・個人再生に関する報酬基準は以下の通りです。

1. 任意整理 (完済業者に対する過払金請求のみを受任する場合を含む。)

(1) 着手金

次の金額を上限とする。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とする。

2万円×債権者数

(2) 報酬金

1 債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、当該債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができる。

ア 基本報酬金

和解が成立し、又は過払金の返還を受けたときは、2万円

イ 過払金報酬金

過払金の返還を受けたとき (訴訟又は強制執行による場合を含む。) は、返還を受けた過払金の 20%相当額

(3) 分割弁済金代理送付手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とする。

(4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(5) 前各号にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ (ただし、事業者による事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって、当該借入れについて物的担保 (手形又は小切手の交付を含む。) 又は人的担保が供されているものをいう。) が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定する。この場合において、第1号アに規定する金額は、10万円とする。

(6) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。

(7) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。

2. 違法高利業者が債権者である場合の任意整理

(1) 着手金

着手金は次のアからエまでに規定する金額を上限とする。ただし、依頼者が商人であり、高利業者が小切手債権者の場合においては、前項第1号に規定する基準を適用する。

ア 債権者が1社又は2社の場合5万円

イ 債権者が3社から10社までの場合2万円×債権者数

ウ 債権者が11社から50社までの場合20万円+11社以上の債権者数×1万円

エ 債権者が51社以上の場合60万円+51社以上の債権者数×5千円

(2) 報酬金

不当利得の返還を受けたとき (訴訟又は強制執行による場合を含む。) に限り発生するものとし、返還を受けた不当利得金の20%相当額を上限とする。

(3) 刑事告訴を行い、かつ、警察署と具体的な折衝をしたり、建物の不法占拠の状況調査等のために事務所外に出向いた場合、日当として1日当たり1万円以内の金額 (ただし、合計5万円を限度とする。) を請求することができる。

3. 自己破産

(1) 着手金 30 万円

ただし、夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は、各 5 万円を減額した金額以内とする。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

(2) 報酬金

免責許可決定が得られた場合にのみ、前号の着手金基準を上限として受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。

(3) 任意整理から自己破産へ移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、自己破産の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。

(4) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に自己破産に移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。

4. 個人再生

(1) 着手金 30 万円

(2) 報酬金

認可決定を得られた場合に限り、ア又はイに規定する金額を受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。

ア 10 万円から 30 万円

イ 事案簡明な場合 10 万円

(3) 分割弁済金代理送金手数料 金融機関の送金手数料を含め、1 件 1 回 1,000 円を上限とする。

(4) 任意整理から個人再生へ移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、個人再生の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。

(5) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に個人再生に移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。

5. 出廷報酬

(1) 応訴の場合（任意整理、自己破産及び個人再生に共通）債権者が提起した訴訟に応訴する必要上、弁護士が裁判所に出頭する場合、1 回 1 万円以内の出廷報酬を 1 債権者について 3 万円を上限として受領することができる。

(2) 自己破産又は個人再生申立裁判所が遠隔地の場合、申立裁判所への出頭 1 回につき 2 万円以内の出廷報酬を受領することができる。

6. 実費

交通費、通信費、予納金、コピー代等受任事件処理に必要な実費は、別途受領することができる。

7. 日本クレジットカウンセリング協会（JCCA）が取扱い中の案件について、応訴又は訴訟上の和解処理の依頼がなされた場合は、着手金及び報酬金は、1 債権者につき 1 件当たり 2 万円以内とし、別に第 5 項の出廷報酬及び前項の実費を受領することができる。ただし、長期化した場合には、依頼者と協議の上、報酬金を決定する。

8. 債権者に対し慰謝料請求訴訟等を提起し、差押え又は仮差押えに対抗するための提訴、申立て等を行う場合は、当事者が協議の上で別途定めるものとする。

9. 事案の複雑さ等による基準の修正について

この弁護士報酬に関する基準は、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の時間等を考慮し、依頼者と弁護士との協議により変更、修正することができる。

10. 注意規定

弁護士報酬（着手金及び報酬金）は、依頼者の資力を考慮して、金額、支払時期及び方法を決定するものとし、いやしくも、弁護士報酬の定めが依頼者の経済的更生を妨げるものとなってはならない。

依頼者が分割払いを希望する場合には、協議により分割払いにすることができる。

11. 本基準の適用範囲

本基準は、非事業者の債務整理事件に関する弁護士報酬の目安を定めるものである。ただし、次の点に注意する。

- (1) 任意整理事件については、債権者主張の元金総額が1000万円を超える場合、本基準に抛らず個別に協議を行うものとする。但し、法律関係が単純であり、その債務整理が比較的容易とみられるときには、本基準を適用する。
- (2) 事業者には、本基準を適用しない。但し、事業者であっても、個人事業の性格が強く、もしくは、零細事業であり、かつ、経営形態や規模等の事情からすれば、非事業者の債務整理事件として処理することが適切であるとみられる場合は、本基準を適用することができる。

12. 方針変更後の委任契約に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準

同一の依頼者の債務整理手続における任意整理、自己破産および個人再生聞での方針変更が行われた場合に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準は、方針変更後の方針に基づく委任契約書の作成時に施行されているものによる。関連事件を受任する場合についても同様とする。